

## 評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	みどりの南小・中学校増築事業
事業期間	令和6年4月～令和8年3月
概算事業費	約10.3億円 (小学校増築事業 約4.9億円) (中学校増築事業 約5.4億円)
事業目的	みどりの南小学校・みどりの南中学校の増築校舎を建設し、教室不足の解消を図る。
事業概要	・小学校及び中学校の校舎増築工事
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第7号該当  (理由) 令和6年4月に開校予定のみどりの南小学校、みどりの南中学校について、現在学校新設工事中であるが、将来の児童生徒増に対応するため増築の準備を進めていた。 しかし、建設業の週休2日制や人材と資材の調達難航化等による工事期間の長期化と建設資材、人件費の高騰により事業費が増大しており、従来約1年で実施していた規模の増築工事が、今回増築校舎設計業務時に改めて精査したが、学校新設の設計時に想定していた工事期間および事業費を超え、建設工事に約2年程度、事業費で10.3億円を要することが分かった。 また、今後の児童生徒の推計を勘案した結果、令和8年4月に教室不足が予想されることから、この時期に間に合うように増築校舎を供用開始するには、早急な事業着手が必須である。 校舎増築が遅れた場合、通学する児童生徒の教室不足が発生し、児童生徒の教育環境を確保できない。 供用開始までのスケジュールを考慮すると、大規模事業評価を行う時間的猶予がなく緊急を要すると判断し適用除外とするもの。

【問合せ先】 教育局教育施設課計画係

(位置図・校舎建設予定地等)

別紙のとおり

## みどりの南小学校・中学校増築事業について

### 《事業概要》

- ・建設規模：小学校増築校舎  
（普通教室 4 教室、その他多目的室 2 教室程度）  
中学校増築校舎  
（普通教室 4 教室、その他多目的室 3 教室程度）

### 《事業実施スケジュール》

（令和 5 年 8 月～ 3 月 設計業務契約）  
令和 6 年 4～6 月 各種申請届出及び増築工事発注  
令和 6 年 9 月 増築工事請負契約締結予定（令和 6 年 9 月議会上程予定）  
令和 6 年 10 月～令和 8 年 1 月 増築工事  
令和 8 年 4 月 供用開始

### 《事業概要説明》

令和 6 年 4 月に開校予定のみどりの南小学校、みどりの南中学校について、現在学校新設工事中であるが、学校新設の設計時点で、将来の児童生徒増に対応するための増築が想定されることから、将来増築可能な校舎配置とし、増築の準備を進めていた。

しかし、建設業の週休 2 日制や人材と資材の調達難航化等による工事期間の長期化と建設資材、人件費の高騰により事業費が増大しており、従来約 1 年で実施していた規模の増築工事が、今回増築校舎設計業務時に改めて精査したが、学校新設の設計時に想定していた工事期間及び事業費を超え、建設工事に約 2 年程度、事業費で 10.3 億円を要することが分かった。

また、今後の児童生徒の推計を勘案した結果、教室不足が予想される令和 8 年 4 月に増築校舎を供用開始するために、早急に事業着手することで、通学予定の児童生徒の教室を確保し、よりよい教育環境を提供することが本事業のねらいである。

なお、事業の実施に際し、つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱第 5 条で定める評価の視点について、以下のように整理している。

#### （1）事業の必要性

令和 6 年度 4 月にみどりの南小学校、みどりの南中学校が開校するが、当初校

舎はみどりの南小学校を普通教室 34 教室程度（特別支援学級分を含む）、みどりの南中学校を普通教室 6 教室程度（特別支援学級分を含む）まで対応できる規模で建設している。

現在の児童生徒の推計を見ると、令和 8 年度当初にみどりの南小学校は 38 学級程度（特別支援学級分含む）、みどりの南中学校は 10 学級程度（特別支援学級分含む）まで増加する見込みであることから、不足が見込まれる教室について早急に増築校舎を建築し、学習の場とより良い教育環境を整備することが必須である。

## （2）事業の妥当性

（1）で述べたように、令和 8 年度当初に普通教室の不足が見込まれること、国庫補助制度上、学校新設時に申請できる校舎面積の最大規模で整備しつつ、増築時に再度国庫補助制度を活用することで、最大限国庫補助金を活用した事業実施が可能となること、また学校新築の設計時点で、将来の児童生徒増に対応するための増築を見据えた校舎配置とし、児童生徒の教育環境に配慮した増築計画としている点で、経済性や教育環境への配慮の面において妥当である。

## （3）事業の優先性

（1）でも述べたとおり、現状では令和 8 年度当初に教室不足が見込まれる。

また、建設業の週休 2 日制や人材と資材の調達難航化等による工事期間の長期化と建設資材、人件費の高騰により事業費が増大しており、従来約 1 年で実施していた規模の増築工事が、今回設計業務時に改めて精査したものの、建設工事に約 2 年程度を要することから、教室不足が予想される令和 8 年 4 月に増築校舎を供用開始するには、早急な事業着手が必須である。

## （4）事業の有効性

今回、小学校を普通教室 4 教室、多目的室 2 教室程度、中学校を普通教室 4 教室、多目的室 3 教室程度の規模で増築する予定である。

事業未実施の場合、みどりの南小学校、みどりの南中学校は令和 8 年度当初に保有教室を上回る学級数となることが見込まれるため、事業を実施することで、普通教室の確保と多様な学習環境に配慮したゆとりをもった学習の場とより良い教育環境を整備することができる。

## （5）事業の経済性・効率性

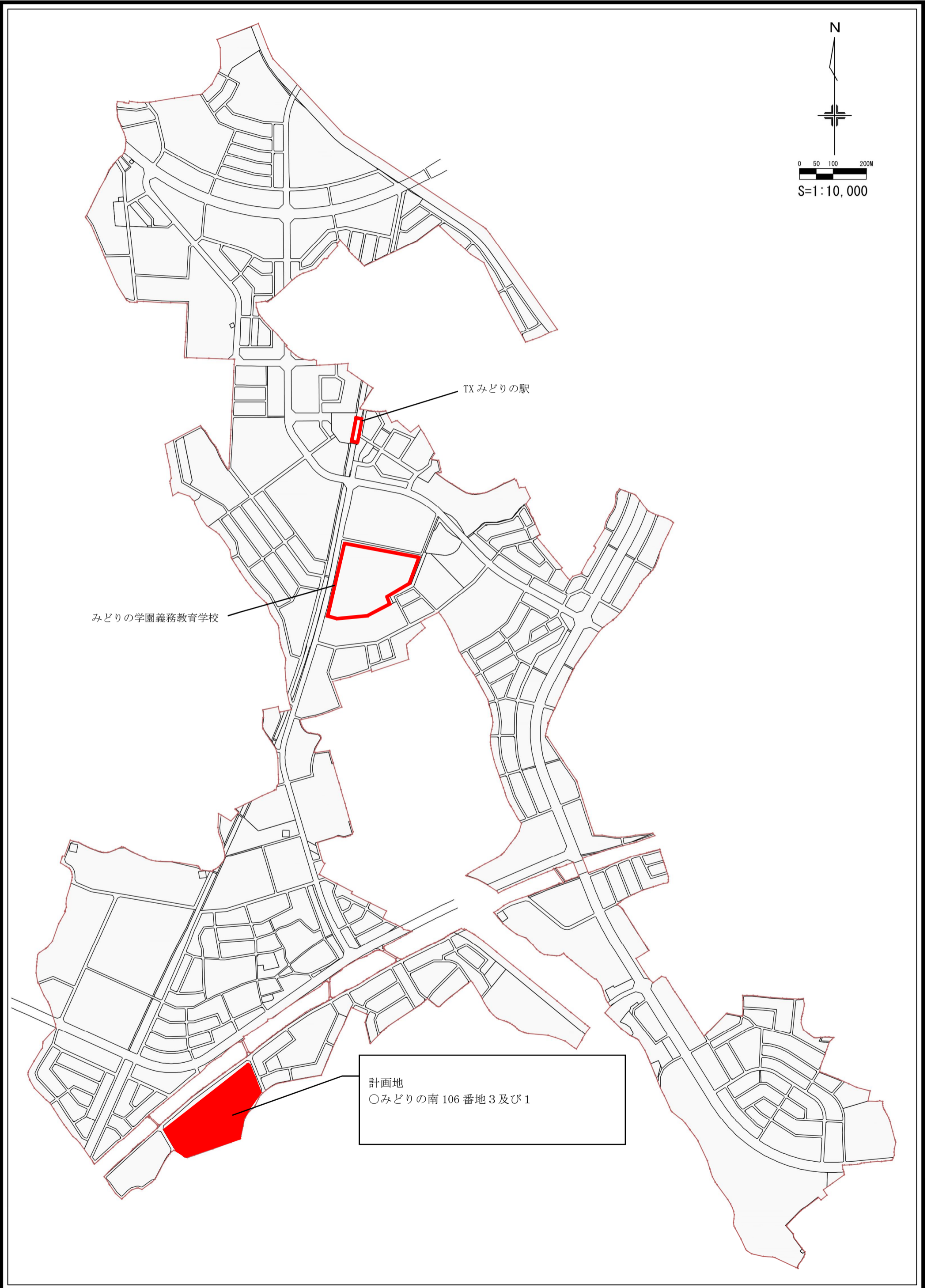
（2）でも述べた通り、文部科学省により交付される「公立学校施設整備費負担金」や「学校環境改善交付金」などの国庫補助制度を最大限活用し、財源確保に努める。さらに、建設公債なども活用しながら、財源の平準化も図り、事業を展開していく。

(6) 地域への対応

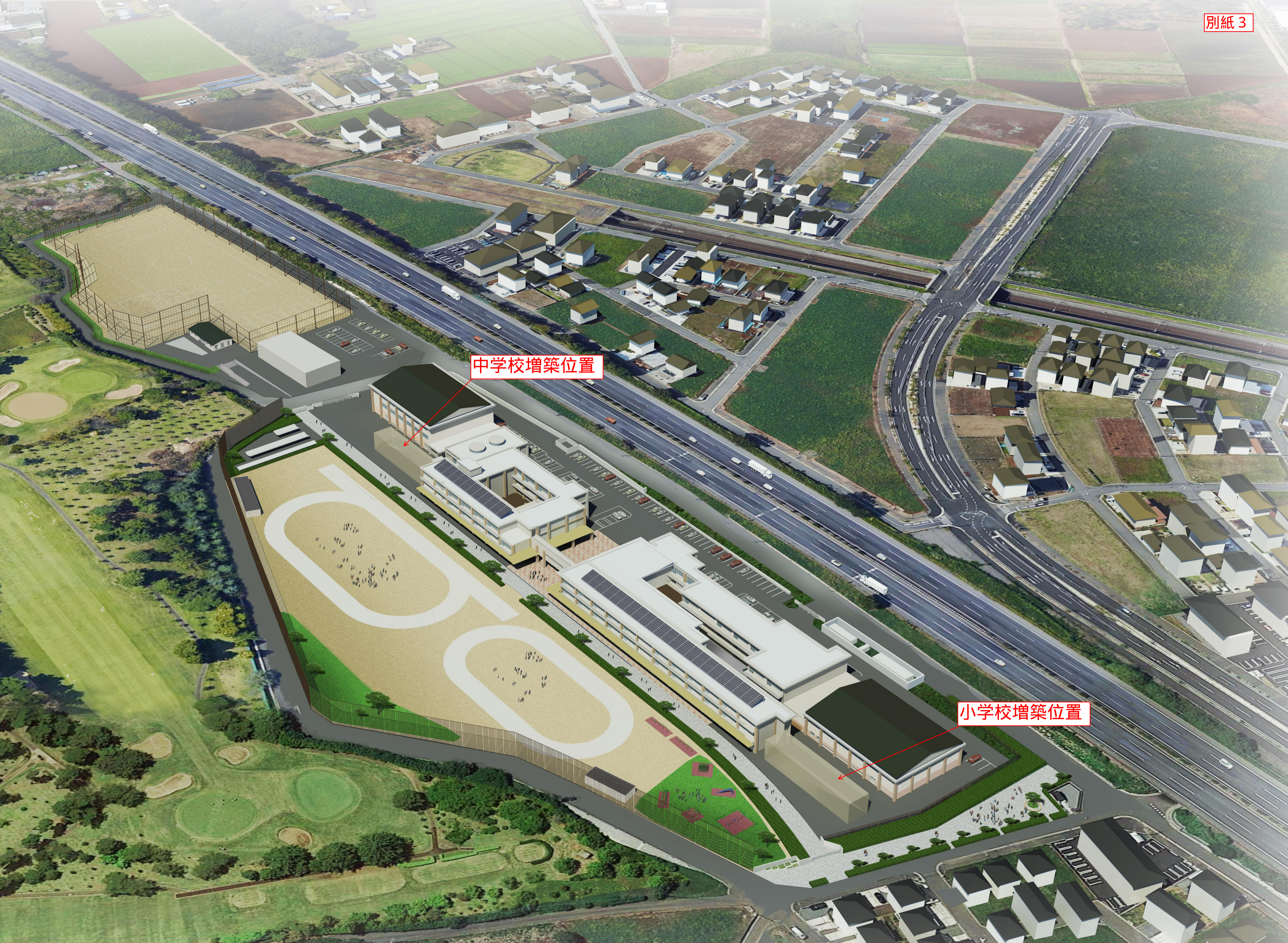
将来の増築を見据えた計画的や施設配置については、既に学校新設の説明会やホームページ等で以前より周知しているところである。

また、工事に際しては、児童生徒を始めとした保護者や教職員等の学校関係者、地域住民の安全に配慮し、学校と連携しながら、事業実施を行っていく。

■菅丸地区







中学校増築位置

小学校増築位置